



	<p><地域生活拠点等の特徴、工夫した点></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2市3町（塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町）による地域自立支援協議会と、家族会との調整を丁寧を実施 ○ 県補助金等を活用し、認定NPO法人さわおとの森が地域拠点センターを整備 ○ 緊急相談は、平日・日中は計画相談支援事業所と行政が行い、休日・夜間は委託事業所が受けることで役割分担を行う ○ 緊急駆けつけ・受け入れは、原則登録制とし、登録後の体験ショートステイ利用を推奨し、緊急対応に備え、利用者の情報を取得 ○ 登録後の体験ショートステイにより、障害福祉サービス未利用者の体験機会につなげる
--	---

1. 当該市町村・圏域の基本情報

人口	187,243人（2市3町合計）塩竈市54,959人、多賀城市62,321人、松島町14,632人、七ヶ浜町19,126人、利府町36,205人（平成29年3月末現在）	
障害者の状況 (平成29年3月末現在)	身体障害者手帳所持者 6,387人	療育手帳所持者 1,332人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 914人	
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者は増加傾向。 （平成24年度：8,299人→平成28年度：8,633人） ・身体障害者手帳所持者数が半数以上を占めている。 	
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・2市3町（塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町） （受託者：認定NPO法人 さわおとの森） 	

2. 地域生活拠点の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ

- 平成26年度から宮城東部地域自立支援協議会（2市3町広域設置）が知的障害者の家族会（2市3町連合会）と懇談会を実施しており、その中で地域生活支援拠点等整備のニーズが上がってきた。併せて、国の第4期障害福祉計画において、地域生活支援拠点等を平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備するという指針が示されたことから、平成27年7月に地域生活支援拠点等整備プロジェクトを設置した。

検討開始時期から整備完了までのプロセス

- 平成27年度に家族会代表者との懇談会も含め10回の検討会を実施。必要な支援・機能の整理や地域生活支援拠点等のイメージのすり合わせ、2市3町の合意形成を行った。
- 平成28年度に地域生活支援拠点等整備プロジェクトに多分野のメンバーが入り、具体的な運用を検討。メンバーは、2市3町、精神科病院、就労支援や生活介護の施設、障害児と障害福祉サービスの多機能型事業所、基幹相談支援センター、関係機関法人、家族会などである。
- 平成29年4月に認定NPO法人さわおとの森に業務を委託し、「地域拠点センター」が開所した。

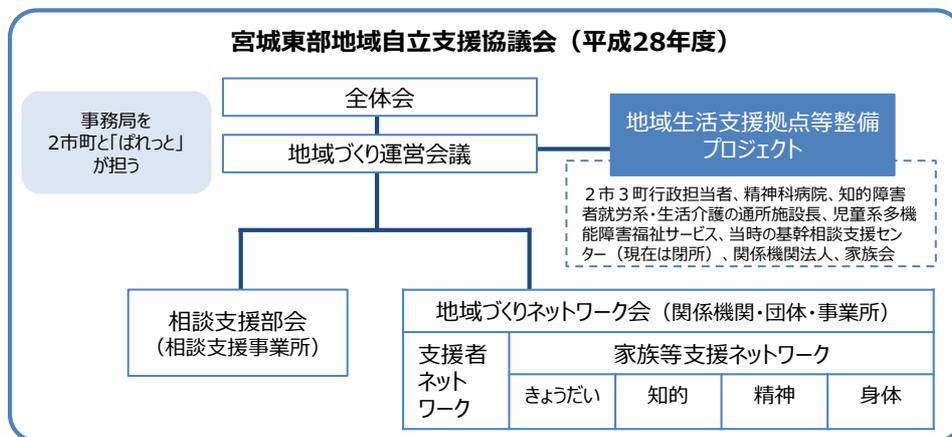
整備方針（整備に当たって重視したこと）

- 当事者家族のニーズを反映するため、行政及び相談支援事業所の地域生活支援拠点等に対するイメージと親のニーズとのすり合わせを丁寧に行った。
- 最初から完璧なものを目指すのではなく、できるところから実施し、ブラッシュアップして機能を増やしていくことで、家族会等の当事者からも合意が得られた。

関係者への研修・説明会の開催等

- 宮城東部地域自立支援協議会主催の勉強会や、当事者家族との懇談会を実施。
- 宮城東部地域自立支援協議会で各専門部会を開催。

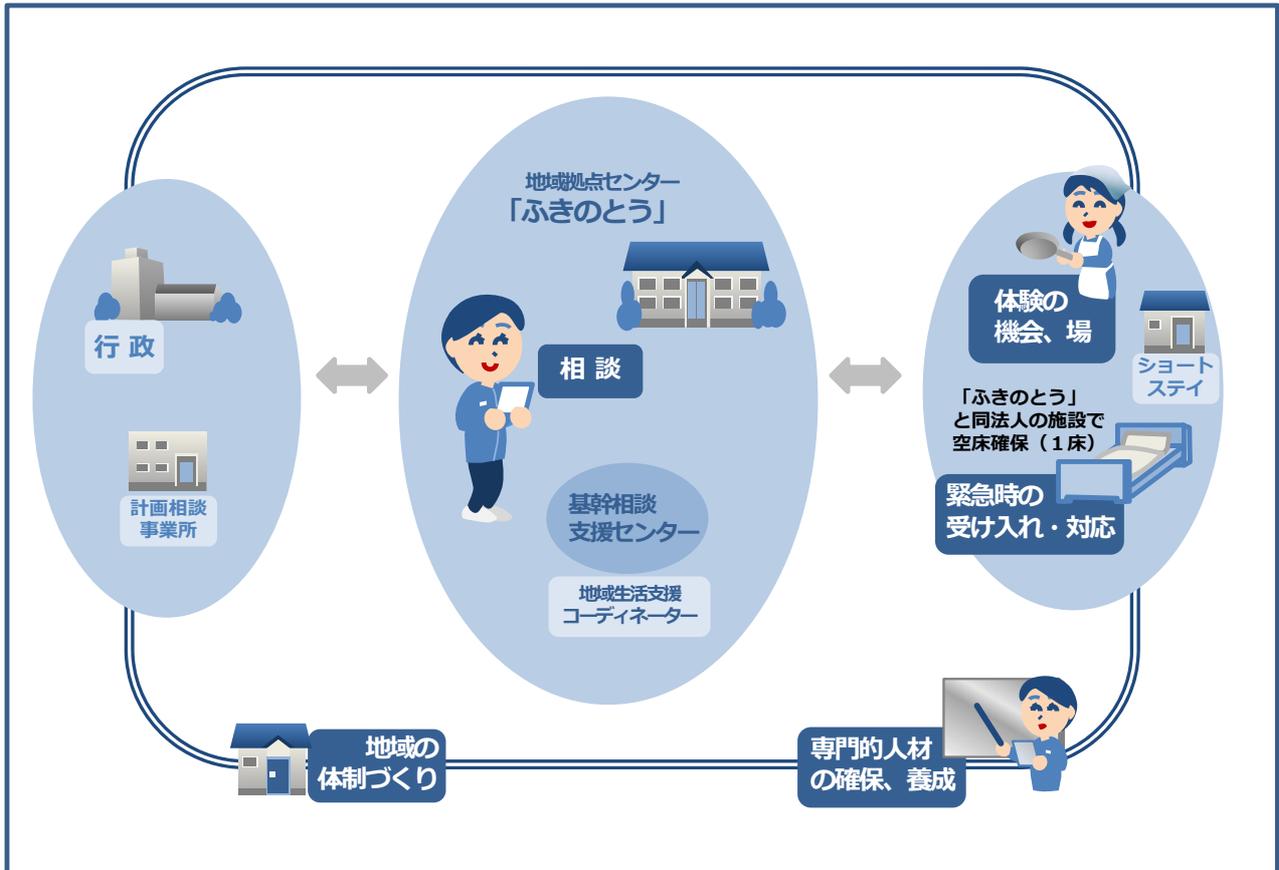
地域自立支援協議会の構成図



整備類型（多機能拠点整備型）にしたプロセス

- ・当初は面的整備で検討していたが、地域生活支援拠点等の整備にあたり、平成27年度国の補正予算による施設整備費を活用できるようになったことから、認定NPO法人さわおとの森が、グループホーム（6名）とショートステイ（3名）を付加し、多機能拠点整備型とした。

整備イメージ図



3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数

「一」

うち 地域生活支援拠点等 事業で確保している人数：一

相談事業にかかる費用

予算措置額：一

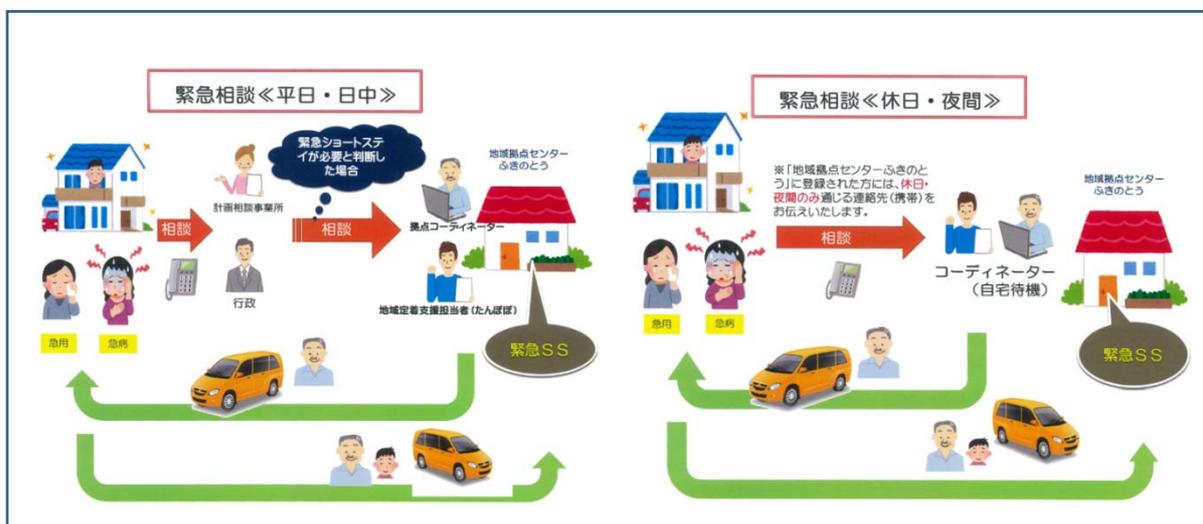
活用している事業枠：一

認定NPO法人に地域生活支援コーディネート（緊急相談、緊急駆けつけ、緊急受け入れ）として委託

- ・平成29年度から認定NPO法人さわおとの森が運営する地域拠点センターふきのとうに委託して実施。地域生活支援コーディネートとして、緊急相談、緊急駆けつけ、緊急受け入れを行う。緊急受け入れの際はショートステイ事業所と連携する。
- ・基幹相談支援センターの機能強化事業を使って3.5人配置している。

緊急の相談に対し、平日・日中と、休日・夜間の対応を役割分担

- ・緊急の相談に対して、平日・日中は計画相談支援事業所や行政が相談対応し、緊急のショートステイの必要性がある場合のみ、地域生活支援コーディネーターが対応する。



緊急相談の流れ

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	平成28年度未実施 平成29年度より1床確保 延利用者数 実績0床（平成29年度開始）
上記利用にかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－

緊急時の定義：障害者の主な介護者の不在により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難になった時とする

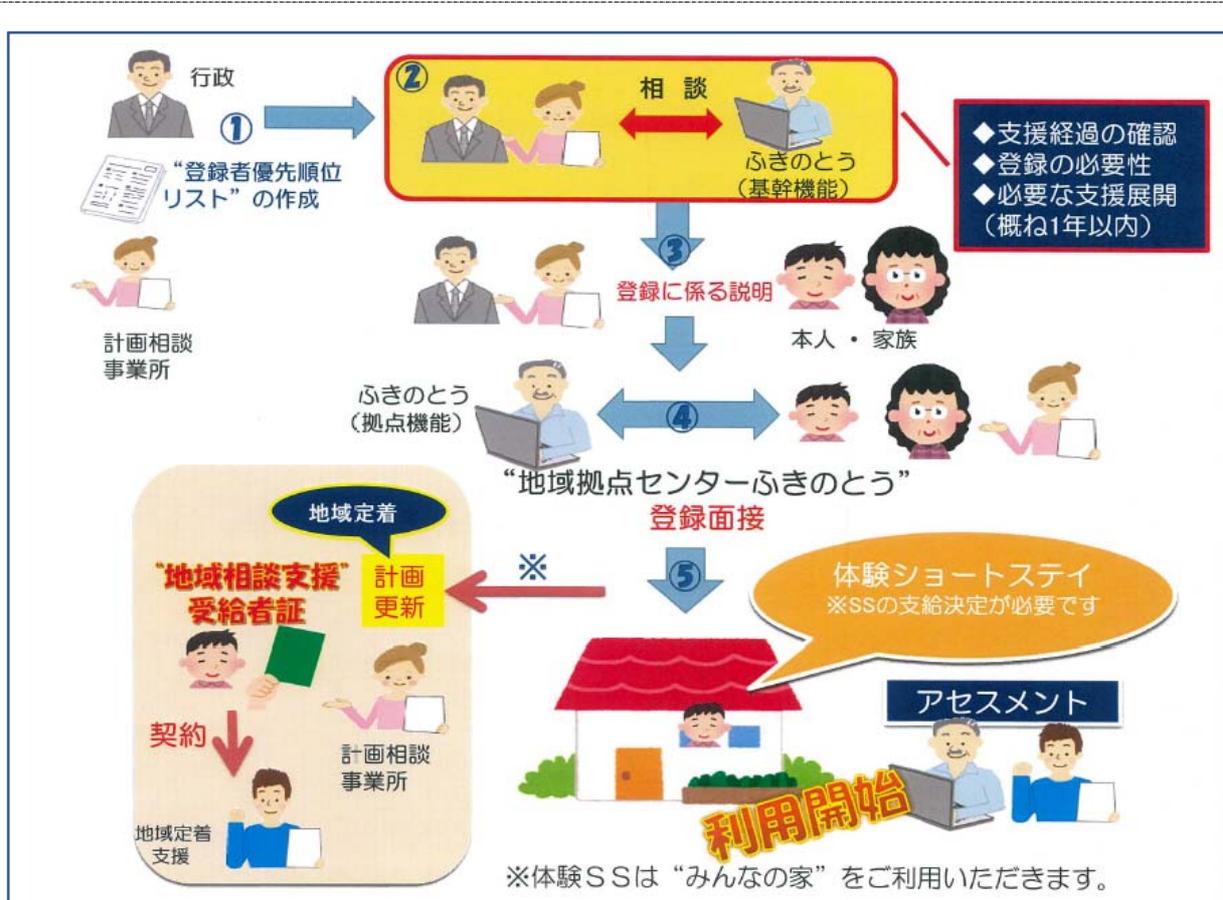
- ・「緊急」の定義について2年間協議を続けた結果、「障害者の主な介護者が自宅にいないような状況になった時」を緊急事態の定義とした。具体的には、介護者が急病、入院、葬祭等の急用などやむを得ない事情で不在になることで、当事者のケア、日常生活が危ぶまれる、在宅での生活が出来なくなることを緊急事態としている。

緊急時の対応は登録制。登録者へは365日24時間対応。登録後はショートステイ体験につなげる

- ・原則として、緊急時の駆けつけで対応する場合は登録制とし、登録者には365日24時間対応する。緊急相談用の電話は、地域拠点センターふきのとうの職員が輪番制で対応し、必要な場合は2名で駆けつける体制をとっている。
- ・緊急で対応する場合、2次的な事故を防ぐために登録制として、当事者の正しい情報を事前に得るようにしている。「夜中に急に知らない人が迎えに来て知らない所に連れて行かれ、そこで泊まらなければならない」という当事者の心情に配慮する上でも登録制が望ましい。
- ・登録後は、同法人のショートステイを体験的に利用してもらう。（「体験の機会、場」参照）
- ・登録者以外から平日日中に相談があった場合は、計画相談を担当している相談支援事業所や行政と連携し、対応する。

オンコールは輪番制で2名体制

- ・オンコールは、担当者を基幹相談支援センター3.5人の中で輪番制、サブ（2人目の待機者）を一般職員9名で輪番制とする2人体制をとっている。ただし、駆けつけなど実働支援が必要な場合は、法人内の別の職員の助けを得て行う。
- ・当事者が不穏な状態等の時は、同法人内のネットワークを使い、職員の看護師や精神科病院に相談することが可能である。



緊急ショートステイの流れ

登録面談に時間がかかる

- 平成29年の夏から登録開始をしているが、今のところ緊急対応は1件もない。登録面談済みは13名。
- 緊急対応の登録のプロセス

プロジェクト会議で、当事者の状況を把握している相談支援事業所に対象者のピックアップを依頼。相談支援事業所が担当ケースの中から、緊急度の高い（高齢の親やひとり親など）世帯を中心にピックアップし、簡単なケースレビューを各市町に提出。各市町で最新の情報を確認し、緊急度の高い人から、基幹相談支援センターに情報を送付。基幹相談支援センターと当事者の相談支援事業所で個別ケース会議をしたうえで、登録面談を行う。

- 登録段階になって、体験のショートステイを拒否するケースも数例あった。地域拠点センターに来られない人に対して、在宅でサービスを手厚くするなど相談支援事業者とともに支援プランを見直すことも考えている。

緊急対応登録者に、要件が合えば順次地域定着支援を実施

- 現在、緊急対応登録者で地域定着支援の契約をした人は2人である。緊急対応登録者で要件の合う人には地域定着支援を抱き合わせで行う。契約更新のタイミングに、地域定着支援の追加契約をしているため、今後増えていく予定。利府町では、家族同居でも必要な場合は適宜地域定着支援の対象としている。

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場	平成28年度 実績なし
利用者数	平成29年9月、10月の拠点登録者の体験は8名で計31泊
上記利用にかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－

障害福祉サービス未利用者に、ショートステイ体験を推進していく

- ・今まで障害福祉サービスを利用したことがない人が相当数いる。特に高齢の親は、長年、自身で世話をしてきたため、障害福祉サービスの利用に抵抗感があるケースも多い。本人に障害福祉サービスの体験をさせることは、親の障害福祉サービスに対する理解を深めることにもなり、地域生活支援拠点等が整備された意義は大きい。
- ・2か月間（平成29年9月、10月）の拠点登録者の体験は8名で計31泊。体験者は、全て在宅者である。（自宅であまり構ってもらえないが、ここでは職員と一緒にいろいろな体験が出来ると喜んで帰る人もいる。）

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に	予算措置額：－
かかる費用	活用している事業枠：－

宮城東部地域自立支援協議会による研修会を開催。対象者別にニーズある研修会を企画・実施

- ・宮城東部地域自立支援協議会ではテーマごとに研修等を行っている。
- ・平成28年度は研修会を6回開催。人材育成、子どもの相談支援、きょうだい児支援、精神障害者家族対象の親亡き後の生活、地域生活支援拠点等のあり方、身体障害者家族会に向けた研修会など、対象者別にニーズが挙がった研修会を企画・実施した。
- ・宮城東部地域自立支援協議会の各プロジェクトのメンバーには、基幹相談支援センター、相談支援事業所や行政等が入っており、合議によって、研修を企画・実施する。

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる 予算措置額：－

費用 活用している事業枠：－

宮城東部地域自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者家族等とネットワーク化を図っている

- ・宮城東部地域自立支援協議会の運営委員は5名。メンバーは地域の事業者（主として身体障害者支援、知的障害者支援）、特別支援学校の先生、精神科病院の医師等、各分野から成り、各分野についての勉強会や事例検討をしている。自然とネットワーク強化が出来ている。

⑥ その他付加している機能

費用 予算措置額：－

活用している事業枠：－

「－」

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

<地域生活支援拠点等利用事例1>

利用者の属性

- ・50代 男性 重度知的障害。
- ・高齢の父親との二人暮らし。父が急病の際は、自宅での単身生活は困難な状態。

利用した経緯

- ・本事業の内容を説明。家族の同意を得たため、登録に至る。

利用状況

- ・登録後、ショートステイ事業所の体験利用を月1回ペースで実施している。

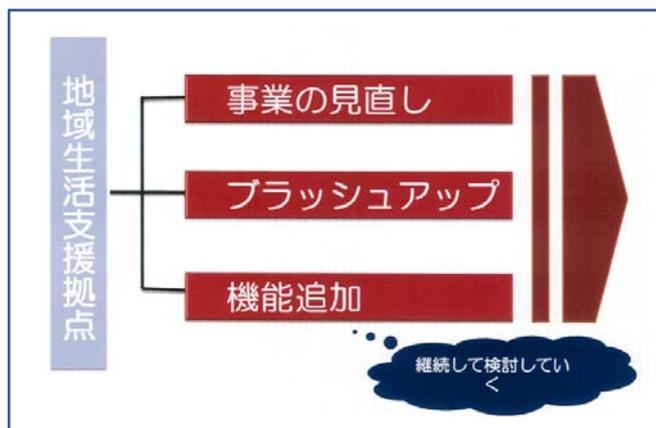
利用の効果等

- ・ショートステイ体験の機会を得たことにより、第三者の支援を受けながらの生活に慣れていくことができ、将来の親亡き後の備えとなっている。

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

2市3町における医療的ケアを必要とする人を支援するための協議の場の整備が課題

- ・平成29年度以降、医療的ケアを必要とする人の支援について、自立支援協議会において検討していく予定。



平成 30 年度以降の整備方針